

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
休日は、
がと日
の翌日
当た)

目 次

◇ 告 示 急傾斜地崩壊危険区域の指定
災害危険区域の指定
(砂防利水課)
(建築課)

告 示

鳥取県告示第四百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。第
三
条
その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成六年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 名称
桜谷地区急傾斜地崩壊危険区域
- 二 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次に直線で結ん
だ線及び標柱一号と標柱十四号を直線で結んだ線により囲まれた区域(ただし、鳥
取市桜谷字岡谷三〇〇の区域を除く。)

土 地 標 柱

- 鳥取市桜谷字屋敷道一四三 一号
- 鳥取市桜谷字村ノ上三〇七 二号
- 鳥取市桜谷字村ノ上三〇五 三号及び四号
- 鳥取市桜谷字岡谷二九二 五号及び六号
- 鳥取市桜谷字岡谷二九三 七号
- 鳥取市桜谷字屋敷道一〇八一 八号及び九号
- 鳥取市桜谷字屋敷道一〇九 十号
- 鳥取市桜谷字屋敷道一一三 十一号
- 鳥取市桜谷字屋敷道一一七 十二号
- 鳥取市桜谷字屋敷道一二一 十三号
- 鳥取市桜谷字屋敷道一三三 十四号

二 一 名称

中大路第二地区急傾斜地崩壊危険区域

二 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ
線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 鳥取市中大路字土居六四 一号
- 鳥取市中大路字柿ヶ谷東ヒラ二四三一 二号
- 鳥取市中大路字柿ヶ谷東ヒラ二四六 三号
- 鳥取市中大路字土居八五 四号
- 鳥取市中大路字土居七九 五号
- 鳥取市中大路字土居六九 六号

鳥取市中大路字土居六五一 七号

三 1 名称

円護寺第三地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市円護寺字御蔵下タ九〇一 一号

鳥取市円護寺字久松山七七九一二 二号、三号、四号、五号、及び六号

鳥取市円護寺字公園墓地八〇二 七号

鳥取市円護寺字坂ノ下一九二一三 八号

鳥取市円護寺字坂ノ下一八二一十六 九号

鳥取市円護寺字御蔵下タ九二一十 十号

鳥取市円護寺字御蔵下タ九二一一 十一号

四 1 名称

岩坪地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市岩坪字坪尻西一三五六 一号

鳥取市岩坪字坪尻西一三五八 二号及び三号

鳥取市岩坪字土居西一三六二 四号

鳥取市岩坪字土居西四七八次一 五号

鳥取市岩坪字土居西四六五 六号

鳥取市岩坪字土居西四八一次一 七号

鳥取市岩坪字土居西四八三一一 八号

鳥取市岩坪字土居西四八四 九号

鳥取市岩坪字土居西四八八 十号

鳥取市岩坪字坪尻五八八 十一号

鳥取市岩坪字坪尻西一三五〇 十二号

鳥取市岩坪字坪尻西一三四七 十三号

鳥取市岩坪字坪尻西一三五五 十四号

五 1 名称

糸白見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡若桜町大字糸白見字山田口二七五 一号

八頭郡若桜町大字糸白見字山田口二七六 二号

八頭郡若桜町大字糸白見字上ノ山三六一 三号

八頭郡若桜町大字糸白見字上ノ山三九二 四号

八頭郡若桜町大字糸白見字上ノ山四〇六 五号

八頭郡若桜町大字糸白見字岡開地四一九一一 六号

八頭郡若桜町大字糸白見字前江羅二八四一四 七号

八頭郡若桜町大字糸白見字前江羅二九九 八号

八頭郡若桜町大字糸白見字山田口二八〇一一 九号

六 1 名称

岡地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 倉吉市岡字稲荷山五九一 一 号
- 倉吉市岡字稲荷山五九 二 号
- 倉吉市岡字稲荷山六一一 三 号
- 倉吉市岡字稲荷山六九一 四 号
- 倉吉市岡字寺谷七一四 五 号
- 倉吉市岡字寺谷七三二 六 号
- 倉吉市岡字寺谷七三二 七 号
- 倉吉市岡字金谷六一三 八 号
- 倉吉市岡字津婦利田六〇二 九 号及び十号
- 倉吉市岡字稲荷前一五一 十 号

七 1 名称

小浜地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八九三 一 号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八九四 二 号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八八一 三 号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八六〇 四 号及び五号
- 東伯郡泊村大字小浜字屋敷八四七 六 号
- 東伯郡泊村大字小浜字屋敷八三〇 七 号
- 東伯郡泊村大字小浜字屋敷八二九 八 号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八六八 九 号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八七三 十 号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八八四 十一 号

東伯郡泊村大字小浜字北谷八八四 十二 号

八 1 名称

川上地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域(昭和四十七年十二月鳥取県告示第千六百六十六号で指定した区域を除く。)

土 地 標 柱

- 東伯郡東郷町大字川上字北屋敷九六〇 一 号
- 東伯郡東郷町大字川上字荒神九九三 二 号
- 東伯郡東郷町大字川上字経塚七九〇 三 号及び四号
- 東伯郡東郷町大字川上字経塚七九二 五 号
- 東伯郡東郷町大字川上字屋敷前田八〇四 六 号

九 1 名称

今泉地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡三朝町大字今泉字前田一五七 一 号
- 東伯郡三朝町大字今泉字上ノ山三〇七 二 号
- 東伯郡三朝町大字今泉字上ノ山二四二 三 号
- 東伯郡三朝町大字今泉字上ノ山二四六 四 号
- 東伯郡三朝町大字今泉字前田一五七 五 号
- 東伯郡三朝町大字今泉字前田一五七 六 号

十 1 名称

穴鴨第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

上地	標柱
東伯郡三朝町大字穴鴨字浅田二二七―六	一号
東伯郡三朝町大字穴鴨字勝負谷一三三三三	二号
東伯郡三朝町大字穴鴨字勝負谷一三三三七	三号
東伯郡三朝町大字穴鴨字勝負谷一三三三八	四号及び五号
東伯郡三朝町大字穴鴨字橋詰二五五	六号
東伯郡三朝町大字穴鴨字橋詰二三八―二	七号
東伯郡三朝町大字穴鴨字橋詰二四一―一	八号

十一 名称

片柴地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地	標柱
東伯郡三朝町大字片柴字岡七六一―二	一号
東伯郡三朝町大字片柴字岡七五六	二号
東伯郡三朝町大字片柴字岡七二六―一	三号
東伯郡三朝町大字片柴字岡七二二三	四号
東伯郡三朝町大字片柴字岡七〇九	五号
東伯郡三朝町大字片柴字岡六八九	六号
東伯郡三朝町大字片柴字岡六八六	七号
東伯郡三朝町大字片柴字岡六七九―三	八号及び九号
東伯郡三朝町大字片柴字岡七〇六	十号
東伯郡三朝町大字片柴字岡七三一	十一号

十二 名称

龜谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱四号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和五十三年六月鳥取県告示第五百八十一号で指定した区域を除く。）

土地	標柱
東伯郡大栄町大字龜谷字元谷三七九―六地先河川敷	一号
東伯郡大栄町大字龜谷字岩井神三九―一	二号
東伯郡大栄町大字龜谷字觀音谷三六八―二	三号
東伯郡大栄町大字龜谷字元谷三七九―一地先河川敷	四号

十三 名称

宗金地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地	標柱
日野郡日南町中石見字横畑五五〇―一	一号
日野郡日南町中石見字山本上一三三八三	二号
日野郡日南町中石見字山本上一三七九	三号
日野郡日南町中石見字堂ノ前五〇九	四号
日野郡日南町中石見字金井谷尻道下五二八―八	五号
日野郡日南町中石見字横畑五四九―一	六号

十四 名称

下榎地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結ん

だ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡日野町下榎字北原一八 一号

日野郡日野町下榎字宮ノ下夕九七二一一二 二号

日野郡日野町下榎字宮塔一六 三号

日野郡日野町下榎字宮塔ヒナ平九六七一三 四号

日野郡日野町下榎字宮塔ヒナ平九七一 五号

日野郡日野町下榎字宮塔ヒナ平九七一四 六号及び七号

日野郡日野町安原字北原三二五 八号

日野郡日野町安原字山根地三六四 九号

日野郡日野町下榎字北原一 十号

日野郡日野町下榎字北原一二二五 十一号

十五 1 名称 二部地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域(ただし、日野郡溝口町二部字東下屋敷一五三四、一五三七及び一五三八の区域を除く。)

土 地 標 柱

日野郡溝口町二部字東下屋敷一五二七 一号

日野郡溝口町二部字東下屋敷一五二九 二号

日野郡溝口町二部字東下屋敷一五二七 三号

日野郡溝口町二部字土居一五〇八 四号及び五号

日野郡溝口町二部字東下屋敷一五五四 六号

日野郡溝口町二部字東下屋敷一五三九 七号

鳥取県告示第四百七十五号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成六年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

桜谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を直線で結んだ線により囲まれた区域(ただし、鳥取市桜谷字岡谷三〇〇の区域を除く。)

土 地 標 柱

鳥取市桜谷字屋敷道一四三 一号

鳥取市桜谷字村ノ上三〇七 二号

鳥取市桜谷字村ノ上三〇五 三号及び四号

鳥取市桜谷字岡谷二九二 五号及び六号

鳥取市桜谷字岡谷二九三 七号

鳥取市桜谷字屋敷道一〇八一 八号及び九号

鳥取市桜谷字屋敷道一〇九 十号

鳥取市桜谷字屋敷道一一三 十一号

鳥取市桜谷字屋敷道一一七 十二号

鳥取市桜谷字屋敷道一二二 十三号

鳥取市桜谷字屋敷道一二三 十四号

二 名称

中大路第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市中大路字土居六四 一号

鳥取市中大路字柿ヶ谷東ヒラ二四三十一 二号

鳥取市中大路字柿ヶ谷東ヒラ二四六 三号

鳥取市中大路字土居八五 四号

鳥取市中大路字土居七九 五号

鳥取市中大路字土居六九一一 六号

鳥取市中大路字土居六五一一 七号

三 名称

円護寺第三地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市円護寺字御蔵下夕九〇一一 一号

鳥取市円護寺字久松山七七九一一 二号、三号、四号、五号及び六号

鳥取市円護寺字公園墓地八〇二二 七号

鳥取市円護寺字坂ノ下一九二二三 八号

鳥取市円護寺字坂ノ下一八二二一六 九号

鳥取市円護寺字御蔵下夕九一一〇 十号

鳥取市円護寺字御蔵下夕九一一一 十一号

四 名称

岩坪地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市岩坪字坪尻西一三五六 一号

鳥取市岩坪字坪尻西一三五八 二号及び三号

鳥取市岩坪字土居西山一三六二 四号

鳥取市岩坪字土居西四七八次一 五号

鳥取市岩坪字土居西四六五 六号

鳥取市岩坪字土居西四八一次一 七号

鳥取市岩坪字土居西四八三一一 八号

鳥取市岩坪字土居西四八四 九号

鳥取市岩坪字土居西四八八 十号

鳥取市岩坪字坪尻五八八 十一号

鳥取市岩坪字坪尻西一三五〇 十二号

鳥取市岩坪字坪尻西一三四七 十三号

鳥取市岩坪字坪尻西一三五一一 十四号

五 名称

糸白見区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡若桜町大字糸白見字山田口二七五 一号

八頭郡若桜町大字糸白見字山田口二七六 二号

八頭郡若桜町大字糸白見字上ノ山三六一 三号

- 八頭郡若桜町大字糸白見字上ノ山三九二 四号
- 八頭郡若桜町大字糸白見字上ノ山四〇六 五号
- 八頭郡若桜町大字糸白見字岡開地四一九一 六号
- 八頭郡若桜町大字糸白見字前江羅二八四一四 七号
- 八頭郡若桜町大字糸白見字前江羅二九四 八号
- 八頭郡若桜町大字糸白見字山田口二八〇一二 九号

六1 名称

岡地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 倉吉市岡字稻荷山五九一 一号
- 倉吉市岡字稻荷山五九 二号
- 倉吉市岡字稻荷山六一一二 三号
- 倉吉市岡字稻荷山六九一二 四号
- 倉吉市岡字寺谷七一一四 五号
- 倉吉市岡字寺谷七三一一四 六号
- 倉吉市岡字寺谷七三一一二 七号
- 倉吉市岡字金谷六一三 八号
- 倉吉市岡字津婦利田六〇二 九号及び十号
- 倉吉市岡字稻荷前一五一一一 十一号

七1 名称

小浜地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八九三 一号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八九四 二号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八八一 三号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八六〇一一 四号及び五号
- 東伯郡泊村大字小浜字屋敷八四七一 六号
- 東伯郡泊村大字小浜字屋敷八三〇一一 七号
- 東伯郡泊村大字小浜字屋敷八二九 八号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八六八地先道路敷 九号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八七三一二 十号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八八四一一地先道路敷 十一号
- 東伯郡泊村大字小浜字北谷八八四一一 十二号

八1 名称

川上地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域(昭和四十七年十二月鳥取県告示第千六十六号で指定した区域を除く。)

土 地 標 柱

- 東伯郡東郷町大字川上字北屋敷九六〇 一号
- 東伯郡東郷町大字川上字荒神九九三一 二号
- 東伯郡東郷町大字川上字経塚七九〇 三号及び四号
- 東伯郡東郷町大字川上字経塚七九二 五号
- 東伯郡東郷町大字川上字屋敷前田八〇四 六号

九1 名称

今泉地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡三朝町大字今泉字前田一五七一 一号
- 東伯郡三朝町大字今泉字上ノ山二〇七二 二号
- 東伯郡三朝町大字今泉字上ノ山二四二二 三号
- 東伯郡三朝町大字今泉字上ノ山二四六四 四号
- 東伯郡三朝町大字今泉字前田一五七一 五号
- 東伯郡三朝町大字今泉字前田一五七一 六号

十一 名称

穴鴨第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡三朝町大字穴鴨字浅田二二七一 一号
- 東伯郡三朝町大字穴鴨字勝負谷一三三三 二号
- 東伯郡三朝町大字穴鴨字勝負谷一三三七 三号
- 東伯郡三朝町大字穴鴨字勝負谷一三三八 四号及び五号
- 東伯郡三朝町大字穴鴨字橋詰二五五 六号
- 東伯郡三朝町大字穴鴨字橋詰二三八二 七号
- 東伯郡三朝町大字穴鴨字橋詰二四一一 八号

十一 1 名称

片柴地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡三朝町大字片柴字岡七六一 一号
- 東伯郡三朝町大字片柴字岡七五六 二号
- 東伯郡三朝町大字片柴字岡七二六一 三号
- 東伯郡三朝町大字片柴字岡七一三 四号
- 東伯郡三朝町大字片柴字岡七〇九 五号
- 東伯郡三朝町大字片柴字岡六八九 六号
- 東伯郡三朝町大字片柴字岡六八六 七号
- 東伯郡三朝町大字片柴字岡六七九 八号及び九号
- 東伯郡三朝町大字片柴字岡七〇六 十号
- 東伯郡三朝町大字片柴字岡七三一 十一号

十二 1 名称

亀谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱四号を直線で結んだ線により囲まれた区域(昭和五十三年六月鳥取県告示第五百八十一号で指定した区域を除く。)

土 地 標 柱

- 東伯郡大栄町大字亀谷字元谷三七九 一号
- 東伯郡大栄町大字岩井神三九一 二号
- 東伯郡大栄町大字亀谷字観音谷三六八 三号
- 東伯郡大栄町大字亀谷字元谷三七九 四号

十三 1 名称

宗金地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 日野郡日南町中石見字横畑五五〇一一 一号
- 日野郡日南町中石見字山本上一三八三 二号
- 日野郡日南町中石見字山本上一三七九 三号
- 日野郡日南町中石見字堂ノ前五〇九 四号
- 日野郡日南町中石見字金井谷尻道下五二八―八 五号
- 日野郡日南町中石見字横畑五四九―一 六号

十四一 名称

下榎地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 日野郡日野町下榎字北原一一八 一号
- 日野郡日野町下榎字宮ノ下夕九七二―一二 二号
- 日野郡日野町下榎字宮一六一 三号
- 日野郡日野町下榎字宮ヒナ平九六七―三 四号
- 日野郡日野町下榎字宮ヒナ平九七一―二 五号
- 日野郡日野町下榎字宮ヒナ平九七一―四 六号及び七号
- 日野郡日野町下榎字北原三二五―一 八号
- 日野郡日野町下榎字山根地三六四―四 九号
- 日野郡日野町下榎字北原一一一―一 十号
- 日野郡日野町下榎字北原一二二―五 十一号

十五一 名称

二部地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ

線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域(ただし、日野郡溝口町二部字東下屋敷一五三四、一五三七及び一五三八の区域を除く。)

土 地 標 柱

- 日野郡溝口町二部字東下屋敷一五二七 一号
- 日野郡溝口町二部字東下屋敷一五二九―一 二号
- 日野郡溝口町二部字東下屋敷一五一七 三号
- 日野郡溝口町二部字土居一五〇八 四号及び五号
- 日野郡溝口町二部字東下屋敷一五五四―二 六号
- 日野郡溝口町二部字東下屋敷一五三九 七号